一　当該株式の併合と同時に単元株式数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

二　当該株式の併合後各株主がそれぞれ有する単元の数（当該株式の併合と同時に単元株式数を廃止する場合にあっては、各株主がそれぞれ有する株式の数）が当該株式の併合前において各株主がそれぞれ有する単元の数を下回るものでないこと。

2　前項の場合における商業登記法第六十一条の規定の適用については、同条中「掲げる書面」とあるのは、「掲げる書面及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十九条第一項に規定する認定計画に従つた株式の併合であることを証する書面」とする。

（株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例）

第三十四条　認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従って公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合（外国における公開買付けの方法に相当するものによる外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものの取得により当該外国法人をその外国関係法人としようとする場合を含む。以下この項において同じ。）であって当該取得の対価として株式の発行若しくは自己株式の処分をするとき又は認定事業再編事業者である株式会社が認定事業再編計画に従ってその子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいい、会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして主務省令で定める法人に限る。以下この項において同じ。）に対して株式の発行若しくは自己株式の処分をするとともに当該子会社が当該認定事業再編計画に従って当該株式を対価とする公開買付けの方法による他の株式会社の株式の取得により当該他の株式会社をその関係事業者としようとする場合における当該認定事業再編事業者に係る同法第百九十九条、第二百一条（第一項及び第二項を除く。）、第二百八条及び第四百四十五条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十九条第一項各号列記以外の部分	株式会社は、	産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十五条第一項に規定する認定事業再編事業者である株式会社は、同条第二項に規定する認定事業再編計画に従って公開買付け（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下同じ。）の方法による他の株式会社の株式の取得
第百九十九条第一項第一号	次に掲げる事項	次に掲げる事項（第三号に掲げる事項を除く。）
第百九十九条第一項第二号	募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）	募集株式の数（種類株式発行会社にあっては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。）又はその数の算定方法
第百九十九条第一項第三号	募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）	募集株式一株と引換えに給付する当該他の株式会社の株式（当該外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するものを含む。）並びに当該他の株式会社の新株予約権（以下「特定株式等」という。）の数

第百九十九条第一項第四号	金銭の払込み又は前号の財産	当該他の株式会社の特定株式等
第二百一条第三項	第一項の規定により読み替えて適用する第百九十九条第二項の取締役会の決議によって	産業競争力強化法第三十四条第三項の規定により読み替えて準用する第七百九十六条第三項の規定によらないで
第二百一条第五項	法務省令	産業競争力強化法第百四十条第二項に規定する主務省令（以下単に「主務省令」という。）
第二百八条第二項	募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産	募集株式と引換えに給付する当該他の株式会社の特定株式等の全部
第四百四十五条第一項	財産の額	財産の額として主務省令で定める額
第四百四十五条第二項	給付に係る額	給付に係る額として主務省令で定める額

2　前項の規定により認定事業再編事業者である株式会社が行う株式の発行又は自己株式の処分については、会社法第百三十五条第一項、第二百条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、適用しない。

3　会社法第二百三十四条、第三百九条第二項、第七百九十六条第三項及び第四項、第七百九十七条、第七百九十八条、第八百六十八条から第八百七十六条まで並びに第九百四十条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百三十四条第一項	次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合	産業競争力強化法第三十四条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分（以下「特定株式発行等」という。）に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者にこれらの株式を交付する場合
第七百九十六条第三項各号列記以外の部分	当該株式会社の株式の数	当該認定事業再編事業者である株式会社の株式の数
	前条第一項から第三項まで五分の一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合）	第百九十九条第二項　五分の一
	同条第二項各号に掲げる場合又は第一項ただし書に規定する場合	特定株式発行等に際してこれらの株式の引受けの申込みをした者に交付する事業再編の全部又は一部が当該認定事業再編事業者である場合であって、当該認定事業再編事業者の譲渡制限株式であるとき